

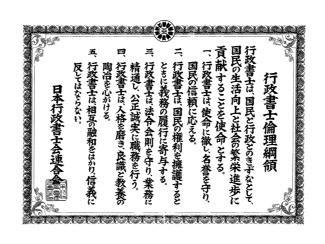




- ■大学生のための資格業ガイダンス
- ■第25回自由業フレッシュマン・フォーラム10′
- ■特定技能 外国人材雇用セミナー

目次

書籍との出会い		副会長	西堀	俊徳⋯ 1
大学生のための資格業ガイダンス(愛知	学院)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
大学生のための資格業ガイダンス(名城	大学)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		2
第25回自由業フレッシュマン・フォーラ	Ь10' ·····	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
特定技能 外国人材雇用セミナー				5
令和元年度日本行政書士会連合会中部地	方協議会定時総会			5
令和元年度 日本行政書士会連合会定時	総会報告			6
愛知県行政書士会令和元年度第69期定時	総会			7
民法はこう変わる ⑪	名城大学	法学部 教授	仮屋	篤子⋯ 8
未払い残業手当と付加金		弁護士	西山	一博…11
お知らせコーナー 会員名簿について (お知らせ)	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	13
研修会動画一覧		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	14
ライブラリ研修申込	書			16
業務相談会のお知ら	せ			17
業務相談会申込書…				18
会員訪問記(豊田支部 岩崎 智也会員)	会報委員	藤	真由美…19
各支部研修会のご案内			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	20
支部だより		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	21
事務局だより				27
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	30
コスモスあいちコーナー		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	36
あとがき				37



書籍との出会い

副会長 西堀 俊徳

本年5月29日開催の定時総会において、新たな役員が選任されました。各々の職務分担も決まり、会長から委嘱状が交付され、各部会も本年度の事業計画にそって進み始めました。

又、6月20日・21日に開催された日本行政書士会連合会の定時総会において選任された常住豊連合会会長の新体制も動き始めました。

前田望愛知会会長は、連合会での広報部長という 重責に選任され、又、西川相談役は連合会理事に選 任されました。多忙になるお二人を支え各部会及び 各委員会がスムーズに運営出来る様に務めていきま すので会員皆様のご協力を賜りますよう宜しくお願 いいたします。

空き時間が有る時にぶらっと本屋に立ち寄るのが 好きです。何か新しい物に出会える喜びや発見が有 ります。

学校を卒業して建設会社に就職した頃、そこでの 上司に独身の内は月に1万円位は本を買えと言われ ました。当時の給料は3万円の時代で1万円はきつ かった。初めてのボーナスで2万円の「名古屋地盤 図」という本を買いました。学生時代のゼミの先生 が携わった本で、前々から購入したかったのですが なかなか高価で買えませんでした。今でも大切に書 棚に飾っています。他人から見ればなんでこんな本 がほしいのかと思われますが、自分にとっては手元 に置いていたかった。

月末になると丸善に行って買いだめをしました。 専門書、雑誌、新書版、小説とあさり、通勤電車の 中や喫茶店で読み更けました。資格試験受験の時は 問題集も電車の中で解きました。

今みたいにスマホで読める時代ではなかったのでいざ必要となった時に手元に有るのは助かりました。 なので、今でも本はなかなか捨てられません。家族 には顰蹙ものでした。ついにはコーヒーの飲める図 書館として開業してしまいました。

(ジャンルは偏っていますが)。

ふと本屋に入り色んなジャンルの本を次々眺めていると、ほしくなるが懐具合との葛藤が始まり、今日はこれだけとあきらめ窓口へ。何気なく買った本が、仕事に結びつく事があると嬉しくなります。行政書士の仕事は幅広い分野の知識を必要とするので情報や経験を頂けるは嬉しい。又、自分もやってみようと勇気を頂ける気になります。図面を書くためのCADも雑誌の付録で覚える事が出来ました。

私の周りにも、本の山に埋もれた人が2人居ます。 同業者ですがやはり図書館状態です。どこに何の本 があるのかをすべて分かっていらっしゃるのはすご い、頭の中に本箱の分類が出来ているのでしょう。 積読の私には探すのに時間ばかりかかって要るのと は大違いの方たちです。きちんと理論立てて話され るのは、そこに裏づけられた知識があり、解り易く お客様に話される事により信頼を与えてみえるのだ と思います。

行政書士の方が書いた本も最近沢山出版されています。実務書や事務所の運営方法など単行本のマンガ「カバチタレ」も78巻目になり本箱に存在感を示しています。

最近頂いた本で新版「行政書士の繁栄講座」(坂本 廣身著)はユニークな本です。歴代の連合会会長の 悪口も書いてあるし、行政書士に対し「しっかり稼 いでかっこよく暮らせ」と叱咤激励の本でもあると 思います。

これからも、書籍やホームページなどの知識の塊から自らの仕事や生活に活かしていきたい。

最後に「人間は経験を積む為に生まれてきたんや」 遠い親戚のご先祖の言葉。西堀栄三郎さんのお孫さ んより頂いた本より。

大学生のための資格業 ガイダンス(愛知学院)

広報部 水野 悠

日 時 令和元年6月3日(月) 正午~午後4時

場 所 愛知学院大学名城公園キャンパス AGALSタワー 2 階 キャリアラウンジ前



6月3日、愛知学院大学名城公園キャンパスにて、 「大学生のための資格業ガイダンス」が開催されま した。

本会からは広報部3名が出席し、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、愛知県不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会東海会、日本弁理士会東海会、名古屋税理士会及び今回の当番会である愛知県弁護士会の9士業団体が集まり、ガイダンスを行いました。

5月の名古屋大学での開催時と同様に、幅広い行政書士業務の踏み込んだところというよりも、行政書士パンフレットを見せつつ概要や全体像をお話するとともに、試験範囲や試験勉強の期間や方法といった行政書士としてスタートラインに立つ前の部分について伝えることが多いガイダンスとなりました。

また、自身で事業を起こしたいという希望を持つ 学生さんもいらっしゃり、どのような許認可が必要 なのかといった行政書士らしい視点や、事業の方向 性についてのコンサルティング的な視点でのお話も することができ、今後の自分自身の業務でも必要な 点を再確認することができました。

毎回盛況となる名城大学での当ガイダンス、今回も10組11名の学生さんが行政書士ブースを訪れ、他のブース同様充実した時間となりました。

大学生のための資格業 ガイダンス(名城大学)

広報部 山本 篤

日 時 令和元年 6 月12日(水) 午後 0 時30分~ 3 時30分

場 所 名城大学天白キャンパス ラウンジ1階

出席者 伊藤 直仁広報部長 山本 篤部員



行政書士会、公認会計士協会、社労士会、司法書 士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士 会、弁護士会、弁理士会の9士業の名古屋自由業団 体連絡協議会による「大学生のための資格業ガイダ ンス(名城大学)」を6月12日に名城大学天白キャン パスにて開催しました。キャンパス内の一番奥のラ ウンジ1階にて、各士業のブースを設置して、学生 に対応しました。ここ名城大学天白キャンパスは、 法学部、経営学部など文系の学部が設置されており、 大学側もキャリアセンターを設置し、資格取得の応 援を熱心に対応されている、とのことでした。この ガイダンスを訪問する学生も熱心な方が多く、待っ てもらう事もありました。資格取得の勉強方法や、 業務の内容等熱心な質問が多く、既に2名の方が資 格を取得していました。合計13名の来訪者で時間内、 目一杯対応しました。

第25回自由業フレッシュ マン・フォーラム10'

日 時 令和元年 6 月 6 日(木) 午後 6 時30分~ 9 時

場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」

次第

一、あいさつ

一、乾 杯

一、懇談

一、閉 会



第25回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

豊田支部 有本 隼人

日 時 令和元年 6 月 6 日休 午後 6 時30分~ 9 時

場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」



豊田市で行政書士をしております有本と申します。 今回、去る令和元年6月6日に自由業フレッシュマン・フォーラムに参加させて頂きました。

今回、自由業フレッシュマン・フォーラムに参加 し、多くはありませんが同業の行政書士・他士業の 弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動 産鑑定士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士の 方々にご挨拶させて頂きました。 普段、同じ行政書士同士でもあまり業務内容を話す機会が無かったり、他士業の方ともそこまで関わることが多くなかったため、今回のフレッシュマン・フォーラムでは、非常に有益な時間を過ごせたと思います。

会場には、多くの方がいらっしゃいましたが、最初の方にご挨拶させて頂いた社労士、税理士、他分野の行政書士の方々とだいぶ話し込んでいたため、 実際あまり多くの方にはご挨拶できませんでした。

ただ、その方々とそれぞれの専門業務のお話や、 紹介・提携等のお話などができたため、個人的には あまりたくさんの方に挨拶するより、しっかりお話 ができよかったと思います。

また、会場ではご挨拶できなかった同じ豊田市の司法書士の方とも後日面談する機会があり、色々なお話ができ業務提携等の可能性も出てきたため、良い交流会だったと思います。

普段の業務の中で、自分の専門分野ではないお問い合わせや、苦手そうな分野のお問い合わせがあると「それはやっていませんね」や「他士業の先生のお仕事ですね」などと断ってしまいがちですが、今後は専門の先生・他士業の先生方にご紹介させて頂いたり、うまく連携をとって業務を遂行できるよう工夫していきたいと思います。

最後になりますが、このような機会を下さりました愛知県行政書士会の役員・事務局の皆様、心より 感謝申し上げます。

第25回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

中央支部 村下 郁澄

日 時 令和元年 6 月 6 日休 午後 6 時30分~ 9 時

場 所 名鉄グランドホテル11階(柏の間)



平成29年4月に行政書士登録をした、村下郁澄と申します。この度、行政書士として2回目の春を迎え、業務の幅を広げるべく第25回フレッシュマンフォーラム10'に参加させていただきました。

以前から先輩方に"フレッシュマンフォーラムで出会った方とは、今でも仕事仲間として交流しているよ"との太鼓判をいただいており、今年で25回目の開催となる歴史ある会に、とても魅力を感じていました。開催案内のFAXが届いた際には、その日のうちに参加申込を行いました。

私は行政書士登録を行った当初から、様々な交流 会に参加しておりましたが、やはり、初めての場所 は緊張するもので、不安な気持ちに押しつぶされそ うでした。しかし、会場に到着すると、支部の新人 向け勉強会や賀詞交歓会等で知り合った先生方にお 会いし、緊張はすぐにほぐれていきました。

割り当てられたテーブルにて、早速交流を始めました。それぞれの業務の話や年号が変わって一ヶ月が経過したということもあり、書類作成における年号の修正や使用しているシステムの更新の話題に思わぬ共通点をみつけ、話に花が咲きました。

普段はなかなかお話する機会のない弁理士の方や 監査法人に所属されている公認会計士の方ともテー ブルをご一緒することができ、お互いの業務の話を しながら、どういったことで仕事上のつながりをも つことができるのかお話できました。仕事上のつな がりを持つためには、相手の業務内容をよく知り、 また、自分自身の業務内容を理解してもらうことが 必要であることを強く学びました。私はまだ行政書 士としての専門業種を確立していないのですが、そ れでもどのようなことでお手伝いができるのか引き 出しをたくさん用意しておかなければ、と感じまし た。

充実した時間はあっという間に過ぎ、士業ごとに 記念撮影を行い、今年のフレッシュマンフォーラム は幕を閉じました。最初の緊張を感じる空気とはま ったく違った雰囲気に会場は包まれていました。

二次会にも参加させていただき、更にたくさんの 方と交流を重ね、笑い合い、帰る頃には声が枯れて しまうほどでした。

今回の会で得た人脈を大切にし、行政書士として 必要とされたときには、柔軟に対応できるように、 研鑽を重ねたいと思います。

最後になりましたが、このような機会を設けていただき、ご尽力いただいた役員・事務局の皆様に感謝申し上げます。

ちょっとひと息 「著作権」

② 許諾を受けて著作物を利用したい場合、著作者と著作権者のどちらに許諾を得ればよいのでしょうか。

▲ 著作権者です。

通常は著作者と著作権者は同じですが、他人に著作権が譲渡されたり、著作者の死亡により著作権が相続されたりした場合は、著作者と著作権者は別人ということもありえます。なお、作品の内容に手を加えるなど著作者 人格権にかかわるような利用方法の場合は、著作権者でなく著作者の同意が必要となります。

出典:文化庁HP「著作権Q&A」より

特定技能 外国人 材雇用セミナー

国際・私法部 高野 正也

日 時 令和元年 7 月 1 日(月) 午後 1 時30分~ 3 時45分

場 所 名古屋国際センター 別棟ホール



名古屋市主催の特定技能セミナーに愛知県行政書士会も協力させていただきました。名古屋市の企業様を対象にしたセミナーでしたが、JITCO、事業協同組合、登録支援機関の職員等専門の方の参加もありました。

主催者の挨拶に続き、愛知県行政書士会から前田 望会長が挨拶し、行政書士が平成元年から30年以上 にわたり入管業務に関わり、我々行政書士が、常に 最新の情報を持ち、コンプライアンスを心掛け、適 正な行政手続きに貢献をしてきたことについて述べ られました。

第1部の「当地域の外国人材の雇用状況」に続き、 第2部で国際・私法部田澤満部長が「特定技能制度 の概要と傾向」をテーマに90分講義されました。技 能実習制度等から特定技能が創設された経緯、特定 活動の申請状況等の解説からはじまり、技能実習制 度、特に技能実習法施行前の反省点から特定技能が 創設されたことを踏まえ、技能実習制度との制度の 比較、特定活動受入可能業種、登録支援機関等の概 要について説明がありました。最後に、参加者に向 けて、行政書士にはそれぞれ専門があり、愛知県行 政書士会では、まずその地域の専門行政書士を紹介 させていただいていることを宣伝し、田澤部長の講 義は盛大な拍手とともに終了しました。

講義の後、常設無料相談会相談員の西川剛史会員、 櫻井謙至会員による無料相談会が行われ、セミナー は終了しました。

令和元年度日本行政書士会連 合会中部地方協議会定時総会

愛知会理事 片桐 政勝

日 時 令和元年6月7日金 午後3時30分~

場 所 湯の山温泉グリーンホテル

参加会 愛知県行政書士会石川県行政書士会 岐阜県行政書士会富山県行政書士会 三重県行政書士会福井県行政書士会



午後3時30分より、三重県菰野町において、日本 行政書士会連合会中部地方協議会の令和元年度定時 総会が開催されました。日行連遠田会長と、各単位 会からは、会長、代議員等44名の参加のもと、以下 の議案が審議されました。

第1号議案 平成30年度事業概要報告の件 第2号議案 平成30年度決算報告承認の件 第3号議案 令和元年度事業計画(案)承認の件 第4号議案 令和元年度予算(案)承認の件 第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

審議は順調に進み、すべての議案が可決承認され、定刻通り終了しました。その後、休憩をはさみ、あらかじめ出されていた、意見・要望書に基づき質疑応答が行われました。「単位会における情報公開について」、「外国人に関する相談体制について」、「これからの行政書士業務について」など、いくつかのテーマについて活発な意見交換がなされ、各単位会の抱える問題や実情なども知ることができ、有意義な意見交換ができました。会議終了後は懇親会へと場所を変え、和気あいあいの中にも熱のこもった交流が繰り広げられ、多くの先生方と親交を深めることができました。

令和元年度 日本行政書 士会連合会定時総会報告

日 時 令和元年 6 月20日(木) 午前10時45分~午後 5 時 令和元年 6 月21日(金) 午前 9 時~10時

場 所 シェラトン都ホテル東京(東京都港区白金 台 1 - 1 -50)



東京都港区のシェラトン都ホテル東京において 6 月20日、21日の 2 日間にわたり令和元年度日本行政 書士会連合会定時総会が開催されました。

総会に先立つ表彰式では、まず総務大臣表彰があり、愛知会からは

石 川 光 男 会員(名南支部) 益 田 俊 信 会員(昭和支部) 久 野 真 枝 会員(海部支部) に授与されました。

議案は次の通りに審議が進行していきました。

第1号議案 平成30年度事業報告

第2号議案 平成30年度決算報告(決算報告と監査

報告)

※1号議案と2号議案は一括審議で承認された

第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正 (案)

※審議の後承認された

第4号議案 日本行政書士会連合会役員選任規則の

一部改正 (案)

※審議の後承認された

第5号議案 令和元年度事業計画(案)

※審議の後承認された

第6号議案 令和元年度予算(案)

※審議の後承認された

第7号議案 役員の改選

会長は佐賀会の遠田和夫会員と東京会の常住豊会員の選挙となりました。

選挙の結果は、東京会の常住豊会員が 新しい日本行政書士会連合会会長に選

任されました。

2日目には、副会長その他の個別の役員も選任され、愛知会からは前田望会長と西川剛史会員が理事に選ばれました。

令和元年度日本行政書士会連合会の新 役員は次の通りです。

会 長 東京会 常住 豊 会員 副会長 宮城会 佐々木 政勝 会員 富山会 大塚 謙二 会員 大阪会 高尾 明仁 会員 広島会 光宗 五十六 会員 鹿児島会 鶴 信光 会員 神奈川会 水野 晴夫 会員

以上で定時総会の全ての日程を終了し閉会となり ました。

愛知県行政書士会令和元年度第69期定時総会

日 時 令和元年 5 月30日(木) 午後 1 時~ 4 時15分

場 所 キャッスルプラザ4階 鳳凰の間



令和元年度第69期定時総会が、愛知県総務局総務部総務部長中川喜仁様、公益財団法人暴力追放愛知県民会議専務理事梶浦正俊様、在名古屋ペルー共和国総領事館総領事アントニオ・ペドロ・ミランダ・シスニエガス様を始めとする関係団体の皆様、愛知県土地家屋調査士会会長伊藤直樹様を始めとする関係士業の皆様、そして近隣行政書士会の皆様のご臨席を賜り開催されました。

会長からの令和元年度に向けてのあいさつの後、 愛知県総務局総務部総務部長中川喜仁様、日本行政 書士会連合会会長遠田和夫様、日本行政書士会連合 会中部地方協議会会長若林三知様に祝辞を頂戴しま した。

暫時休憩の後、正副議長(議長:東三支部三輪野 正敏会員、副議長:知多支部山本博信会員)が選任 され、正副議長席に登壇の後、議事は進められまし た。議事進行の進め方については、総会運営委員長 (名古屋支部牧野昌浩会員)より、委任状の調査報 告については総会運営副委員長(知多支部水野重利 会員)より説明がありました。

定足数の確認

令和元年5月30日現在の個人会員数3,011人 委任状を含んだ出席者数1,674人 (定時総会出席者数289人 有効委任状数1,385人) 以上が確認されたので、議長より本総会は適法に 成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に知多支部河原宏会員、東三支部青 山貴洋会員が選任され、各議案についての報告・ 審議が行われました。

議題

第1号議案 平成30年度事業経過報告 提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 平成30年度会計決算承認の件 提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の 後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 令和元年度事業計画(案)承認の件 第4号議案 令和元年度会計予算(案)承認の件 上記議案は一括上程され、両議案について提案 説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認 されました。

第5号議案 令和2年度暫定予算(案)承認の件 提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決 承認されました。

第6号議案 役員改選の件 提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決 承認されました。

定期大会終了後、5時30分より、懇親会を開催しました。

多くの来賓のご臨席を賜って開会され、来賓あい さつを飛島村村長久野時男様、愛知公証人会会長新 堀敏彦様に頂戴し、盛会のうちに閉会しました。

民法はこう変わる ①

~契約不適合責任~

名城大学 法学部 教授 仮屋 篤子

売買における契約不適合責任

さて、前回ご紹介した売買における「契約不適合 責任」ですが、解除以外でも現行民法の売主の「担 保責任」から大きな変化があります。

改正前の担保責任には、その法的性質について、 法定責任説と債務不履行責任説の対立がありました。 論理的な説明としては法定責任説の方がわかりやす く、判例も法定責任説に依拠していましたが、法定 責任説の立場に立つと色々な矛盾点や契約当事者の 意思に反する結果などが生じることから、債務不履 行責任説も有力に主張されていました。そして今回 の改正では特定物ドグマを否定し、債務不履行責任 説の立場から、現行民法の各担保責任規定が改正さ れました。すなわち、これまで法定の売主の担保責 任として考えられていたものは、契約上の売主の義 務(契約に適合した物を給付する義務)を前提とし、 その不履行として再構成されています。そして、権 利や物の「瑕疵」という表現を意図的に避け、これ に代わる用語として「契約の内容に適合した権利や 物を供与する義務」すなわち「契約適合性」という 観点から規定しています(中間試案補足説明399頁、 潮見佳男「民法(債権関係)改正法の概要」(金融財 政事情研究会、2017年) 259頁参照)。そのため、条 文自体の大幅な組み換えもなされています。すべて の条文をご紹介することは紙幅の関係上不可能です ので、いくつかピックアップしてご紹介いたします。

(1) 買主の追完請求権

改正民法562条

(1) 引渡された目的物が種類、品質又は数量に 関して契約の内容に適合しないものであると きは、買主は、売主に対し、目的物の修補、 代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履 行の追完を請求することができる。ただし、 売主は、買主に不相当な負担を課するもので ないときは、買主が請求した方法と異なる方 法による履行の追完をすることができる。

(2) (略)

本条に規定する追完請求権は、現行民法において 法定責任説をとる場合には認められなかったもので す。しかし、債務不履行責任説に立つ場合には、売 主の履行は契約内容に適合しない不完全なものであ るため、買主が売主に対して追完請求権を有するこ とは当然のこととなります。

ここで気になるのは、売買の目的物が特定物であ る場合です。目的物が種類物である場合には、まさ に売主の履行義務は尽くされていないと言えるため、 不足分を引渡す、あるいは契約に適合した代替物を 引き渡すことによって追完可能です。しかし、不動 産の売買や中古車の売買のように、目的物が特定物 であり、契約当事者にとって当該目的物そのものを 売買契約の対象として合意しているときには、その 目的物以外の物は売買の対象とはされていないため、 代替物の引渡請求は認められないとの指摘がありま す (磯村保 「売買契約法の改正」LAW AND PRACTICE10号70頁、「Before/After民法改正 | 潮 見・北居ほか編(後藤巻則)弘文堂2017年357頁も同 旨)。この点については、「当該目的物そのものを対 象としている|場合というものをどうとらえるかが 問題となりそうです。これは現行法における「特定 物概念」を意味しているのでしょうか?もしそうだ とすると、少し違和感を覚えます。ここでは、いわ ゆる「特定物」であるから代替物の引渡しが認めら れないとするのではなく、契約において当事者がい かなる内容の合意をしたかによって追完・追履行の

可否を考えるべきではないでしょうか。例えば、中 古車=特定物として代替性がない、追完・追履行は できないとするのが現行法での法定責任説の考え方 です。しかし、一般に、中古車を購入する場合には、 全く同じものはなくても、同種同程度の車両であれ ば、買主としては契約の目的は達成可能でしょうし、 契約内容をそのように(代替性のあるものとして) 考えるべき場合も多いのではないでしょうか。そう すると、改正民法下では中古車の売買であっても代 替物の引渡しによる追完・追履行は可能であると考 えられます。また、修理することによって売買の目 的が達成されるのであれば、修補という形での追 完・追履行も可能でしょう。今後の解釈に任されて いる部分かと思われます。

(2) 買主の代金減額請求権

改正民法563条

- (1) 前条第1項本文に規定する場合において、 買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告 をし、その期間内に履行の追完がないときは、 買主は、その不適合の程度に応じて代金の減 額を請求することができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 1 (以下略)
- (3) 略

現行民法では、数量不足の場合(現行民法565条)を除いて代金減額請求権は認められていませんでした(実質的には、損害賠償の方法で代金を減額することは行われていましたが)。しかし、今回の改正によって、代金と売買目的物の等価交換の関係を維持するという観点から、契約不適合の割合に応じて対価である売買代金を減額することが認められることとなりました。なお、代金減額請求は、売買契約の一部解除と同じ機能を営むため、その要件を解除の場合に即して構成しています(部会資料75A・15頁、潮見佳男「民法(債権関係)改正法の概要」261

頁~262頁参照)。したがって、解除と同様に(改正 民法541条)、追完の催告をすることが求められてい ますし、催告なしに代金減額請求をすることができ るとする本条 2 項は、無催告解除(改正民法542条) と同じ要件となっています。解除については、第10 回をご参照ください。

(3) 買主の損害賠償請求権

改正民法564条

前二条の規定は、第415条の規定による損害 賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定に よる解除権の行使を妨げない。

本条の意味するところは、契約不適合責任に基づ く損害賠償と解除は、要件も効果も、ともに債務不 履行の一般規定によるということです。債務不履行 の一般原則については、今回の連載では詳細に触れ る機会がありませんでしたが、やはり改正によって その文言が変更され、また、概念にも変更が加えら れたことが指摘されています(潮見佳男「民法(債 権関係)改正法の概要 | 67頁~70頁)が、実務上は 特に変更がない(影響がない)という指摘もあり(平 野裕之「新債権法の論点と解釈」慶応義塾大学出版 会2019年105頁及びそこに紹介されている各文献参 照)、解釈の難しいところです。ただ、改正民法415 条1項の文理に即していえば、債務の不履行におい て、債権者は、債務者に対し、損害賠償を請求する ことができることを原則とし、債務者が「免責事由」 を立証することができたときには、損害賠償の責任 を負わないということになります (「Before/After 民法改正 | 潮見・北居ほか編 (渡辺達徳) 113頁参照)。 その意味では、発想の転換が必要となるでしょうか。 いずれにせよ、契約不適合責任の場合の損害賠償に ついても、債務不履行の一般原則が適用される点に ついては、注意が必要でしょう。とりわけ、現行民 法の条文に損害賠償についての規定があったものが、 改正民法では消えている場合に、注意しなければな りません。例えば現行民法567条(抵当権等がある 場合における売主の担保責任)は、2項が改正民法

570条として残っていますが、1項の解除と3項の 損害賠償についての規定は消えてしまっています。 しかしそれは、抵当権がある場合のいわゆる売主の 担保責任も債務不履行の特則であるために、この場 合の契約の解除や損害賠償の請求については、債務 不履行の一般原則が適用されるためです(部会資料 75A・23頁)。実を言いますと、私自身、大学の授業 で抵当権を教えているときに、現行民法の567条3 項に該当する条文がないことに気付き、ずいぶん悩 みました。なかなか、現行民法の考え方から頭を変 換するには、時間が必要なようです。以下に、改正 民法415条の条文をあげておきます。

改正民法415条

(1) 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) (略)

(4) 請負の契約不適合責任

いわゆる担保責任というと、もう一つ、請負人の 担保責任があります。今回の改正においては、現行 民法634条は削除されました。これも非常に大きな 変更点であると言えるでしょう。これは、修補請求 権・損害賠償請求権については、目的物の種類・品 質に関する契約不適合にかかる改正民法562条・563 条・564条の規定が、改正民法559条を介して請負契 約にも準用されるため、ここで規定を設ける必要が ないためです(部会資料84-3・16頁)。修補請求権の 限界についても、履行請求権の限界を定めた改正民 法412条の2第1項を適用(ないし類推)することに より処理することができるため、ここで規定を設け る必要がないということです(部会資料81-3・18頁、 潮見佳男「民法(債権関係)改正法の概要」314頁参 昭)。

また、現行民法635条本文についても、目的物の種類・品質に関する契約不適合にかかる改正民法564条の規定が559条を介して請負にも準用されるため、ここで特別の規定を設ける意味がないと考えられたため、削除されました。現行民法635条ただし書の、請負の目的物が建物その他の土地工作物である場合の解除権の制限規定も削除されました。現行民法下の判例で、建物としての価値をなくすほどの重大な瑕疵がある場合に、建替費用相当額の損害賠償を認めることにより、解除をしたのと同様の経済的地位を注文者に認めていることから、同条ただし書の存在意義がないと考えられたことによります(潮見佳男「民法(債権関係)改正法の概要」314頁~316頁など参照)。

さて、今回は担保責任の改正について、ご紹介いたしました。債務不履行の一般原則の理解と共に、なかなか難しいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

私の連載は、次回で最終回となりますが、どうぞ、 最後までお付き合いください。

未払い残業手当と付加金

弁護士 西山 一博

1 所定労働時間ないし法定労働時間を超過して勤務すれば、残業手当を支払わなくてはならないことは、周知のとおりです。

最近は以前に比べれば、コンプライアンスも進み、残業手当の支払いをしていない会社も、以前よりは少なくなりました。しかし、それでも、残業手当の支払いをしていない会社は、まだまだ存在し、また、管理監督者といえれば残業手当を支払わなくてもいいとはいえ、判例の基準に照らし管理監督者といえる場合は少なく、その結果、管理監督者ではないのに管理監督者として残業手当を支払っていないというケースは、大企業でも少なくありません。

2 残業手当の支払いをしない場合、その未払い金 と同額の「付加金」を支払わなくてはならない場 合があります。すなわち、2倍支払わなくてはな らなくなるというものです。

では、この付加金は、どのような場合に支払わなくてはならないのか、以下にご説明いたします。

3 付加金の支払いについては、労働基準法114条 で規定されています。

(付加金の支払)

第百十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条若 しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第九項の規定による賃金を支払わなかった使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあった時から二年以内にしなければならない。

以上のように、労働基準法114条では、残業手当などの賃金を支払っていない場合に、「未払い金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる」とされています。

4 2年以内に請求しなければならない

同条但書きにおいて、「違反のあったときから 2年以内に」請求しなければならないこととなっ ており、これは、いわゆる「除斥期間」であって、 「時効」ではないとされていることから「中断」 などの手続はなく、必ず2年以内に行わなくては なりません。

5 裁判所が命ずることによって発生する

付加金は、残業手当等を支払っていなければ必ず支払わなくてはならないというものではありません。

同条には「裁判所は、・・・支払いを命ずることができる」と規定されており、したがって、裁判所が命ずることによってはじめて、発生するものです。具体的には、訴訟における判決がなされることによって、発生するということになります。

6 労働審判においても「命ずる」ことができるのか?

通常訴訟の判決において命ずることができるのは前述のとおりですが、労働審判においても命ずることができるのか、ということが論点となります。

というのも、同条の規定は「裁判所は」となっているところ、労働審判は、裁判所内で行われているものの、「裁判所」ではなく、「労働審判委員会」が審判を下すという前提になっています。そこで、「裁判所は・・・命ずることができる」とあるにもかかわらず、「労働審判委員会」が付加金の支払いを命ずる審判を下すことができるのか、が問題となるわけですが、この点については、「裁判所」でない以上、付加金の支払いを命ずることはできないとの解釈のもと、命ずる運用はしていません。

7 労働審判における「請求」でも、同条にいう「請求」といえるのか?

労働審判に不服のある当事者は、審判書を受け取った日又は期日において労働審判の告知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、裁判所に対して異議の申立をすることができます。適法な

異議の申立があれば、労働審判はその効力を失い、 労働審判事件は訴訟に移行するとともに、労働審 判手続の申立のときに訴えの提起があったものと みなされます。

では、労働審判中の請求が、同条にいう「請求」といえるのかが問題となります。

すなわち、前述のとおり、労働審判委員会は付加金を命ずることができないと解釈されていることから、その手続中において付加金の請求をしても、同条にいう「請求」とはいえないのではないかという問題です。しかし、そのように解釈してしまうと、労働審判が終結した後に2年が経過していた場合、通常訴訟に移行しても除斥期間の経過により請求できなくなってしまうという不都合あり、それでは、実質的に、残業手当の請求を労働審判で行うことができなくなってしまいまいます。

このようなことは不合理であることから、労働 審判において2年以内の請求を行っていれば、除 斥期間内に「請求」があったものとされています。

したがって、労働審判において付加金は発生しないものの、だからといって、労働審判において付加金の請求をしないのではなく、請求をしておく必要があります。

8 支払っていなければ必ず発生するのか?

前述のとおり、残業手当等を「支払わなかった」 使用者に対して、付加金を「命ずることができる」 わけですが、支払っていない場合、必ず命ずるこ ととなるのかですが、裁判所は、その裁量である との見解によっていると考えられており、支払っ ていない場合でも付加金の支払いを命じないケー スもあります(参照:大阪地裁判決平成20年1月 11日。会社側がタイムカード等を証拠として提出 し、和解による解決を最後まで模索していたこと を理由に付加金の請求を退けた。)。

9 付加金の金額

同条においては、「未払金のほか、これと同一額の付加金」の支払いを命ずることができるとされていることから、未払残業手当の金額の100%が付加金となることがあることには問題はありません。

では、全額ではなく、一部の金額について、付加金を命ずることもできるのか、ということが問題となりますが、そもそも付加金を命ずることも

裁量である以上、一部の金額とすることもできるとの見解のもと、一部の金額を命じた裁判例もあります(参考:津地裁四日市支部判決平成25年4月17日。タクシー乗務員の事業場外における休憩時間を把握するのはきわめて困難であり、当裁判所の判断も、唯一絶対の事実認定ではないなどとして、2分の1について付加金の支払いを命じた。)(東京地裁平成29年10月6日判決。原告が管理監督者に該当すると被告において考えたことについても、相応の理由があるというべきであり、被告が割増賃金の支払をしなかったことについて、その態様が著しく悪質であるということもできないとして、約4割の付加金を命じた。)。

10 一審で付加金を命じられた後、控訴審の途中で 残業手当を支払った場合

一審で付加金を命じられた後、被告会社側が控訴し、その控訴審が終わるまでの間に残業手当を支払った場合、控訴審判決において、裁判所は付加金を命じることができるかですが、「支払わなかった」ことが付加金を命ずる要件となっている以上、控訴審の口頭弁論終結時までに残業手当を支払っていれば、付加金を命ずることはできません(最高裁判所判決平成26年3月6日)。

ですから、一審で付加金を課せられたとしても、 控訴した後にその敗訴した残業手当分の支払いを すれば、付加金は命じられないことになります。

お知らせコーナー

重要

会報9月号

会員名簿について(お知らせ)

愛知県行政書士会 総務部

1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましては、以下のとおり掲載を予定しております。

- (1) 掲載日 令和元年9月1日(予定)
- (2) 掲載場所 本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿
- 2 冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX (052-932-3647) または郵送にてお申し込みください。お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、数に限りがございますので、無くなり次第受付を終了いたします。 予めご了承ください。

- (1) 配付時期 令和元年10月上旬(予定)
- (2) 配付方法 郵送(送料は会員負担)

令和元年度会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

 支部	会 員 名	
	(会員番号【3~4桁】:)

研修会動画一覧

ライブラリ研修 : 会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修:愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和元年7月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	0	0
2		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	0	0
3	企画情報部	537	H29.11.24	ドローン等(無人航空機)飛行許可・承認申請手続きについて	0	0
4	正四月秋中	539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会 (国際・私法部と合同)	0	0
5		546	Н30.12. 6	被災者支援に関する研修会	0	0
6	建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	0	×
7		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入門編)	0	×
8	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)研修会	0	0
9		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会(初心者のための遺言作成実務基礎講座)	0	0
10		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会 (初心者のための在留資格認定証明書交付申請)	0	0
11		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会 (初心者向け実務のポイント)	0	0
12		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	0	0
13		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会 (遺産分割協議書の書き方)	0	0
14		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	0	0
15		509	H26.12.25	はじめての国際法1	0	0
16		510	H27. 2.18	はじめての国際法 2	0	0
17	国際・私法部	517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	0	0
18		521	H28. 1.28	初心者向け研修会(在留資格認定申請書の書き方)	0	0
19		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方〜相続と遺言について〜	0	0
20		528	H28. 4.25	国際私法の考え方〜婚姻と離婚について〜	0	0
21		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区(外国人創業活動促進事業)について ②在留資格「経営・管理」のポイント	0	0
22		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会(企画情報部と合同)	0	0
23		540	Н30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会 (法人経営部と合同)	0	0
24		542	Н30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 (永住許可申請について、パスポートの見方)	0	0

	部	番号	年 月 日	内容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
25	国際・私法部	547	H31. 2.21	国際業務研修会(フィリピン人の再婚と重婚問題)	0	0
26	国际・仏伝部	549	Н31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	0	0
27		516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	0	0
28		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	0	0
29		527	H28. 3.24	開発許可(都市計画法)と農地転用の話	0	0
30	1. 16. 4月 111 支世	532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	0	0
31	土地利用部	533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ~行政書士ができる空き家対策~	0	0
32		538	Н30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	0	0
33		544	Н30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	0	0
34		545	Н30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	0	0
35		548	Н31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	0	0
36		550	Н31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	0	0
37		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	0	0
38		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	0	0
39	法人経営部	511	H27. 2.12	医療法人の設立について	0	×
40		540	Н30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会(国際・私法部と合同)	0	0
41		541	Н30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ~著作権業務の可能性~	0	0

				ライフ	ブラリ	研修申込書		令和	年	月	В
愛知県	行政書士	会会長	殿					l 1 ሊከ	Ŧ	/1	Н
	氏	名									
由いま	支	部				支部		事務所	TEL·	FAX	
申込者	会員	番号		TI		TEL ()				
	メールフ	アドレス					FAX ()		_	
下記の	とおり、	研修会視	聴を申込	みます。							
視聴希望日時		番号	研修開	催日		内	容			備考	
(例) 令和○年○月○日▽時		531	平成28.	9.27	産業廃棄物収∮ 門編)	集運搬業 記	許可申請り	こつい	て(入		
				1							

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室			
視聴時間	10時から17時まで(受付時間10時~12時、13時~15時)			
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。			
担職由はない	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。			
視聴申込み	(視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)			
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。			
	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。			
	2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。			
利用上の注意	3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。			
	4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は			
	退出して頂く場合があります。			

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡 いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。



業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

【產廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日 時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立(法人登記以外)に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日

時間 午後2時から4時まで

※初心者対象

令和元年9月1日

会 員 各 位

 建
 設
 環
 境
 部

 運
 輸
 交
 私
 法
 部

 財
 大
 利
 用
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 部
 計
 本
 計
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本
 本</t

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- · 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務·産廃(収運)業許可申請】
- · 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- · 土 地 利 用 部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- · 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請·株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部			会員番号	
氏 名				
開催 日	月	日 ()	電話番号	
相談内容 (詳細を具体 的にお書き ください。)				

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

豊田支部:岩崎 智也会員

会報委員 工藤 真由美



梅雨空の中、豊田支部の岩崎智也会員の事務所を 訪問させて頂きました。丁度新しい三階建ての事務 所が完成したところで、檜の香りが事務所内に充満 していました。

岩崎会員といえば豊田支部支部長を4年、副支部 長を10年、支部の執行部で支部の発展のために尽力 されました。特に広い人脈と役所とのパイプにより、 豊田市長が、一昨年から豊田支部の総会に来て頂く こととなりました。

平成10年に登録され、今年で22年目になりますが、 今まで大型パチンコ店から医療法人、運送業、建設 業など行政書士の主要業務は大部分経験したそうで す。今は建設業、自動車関係業務を柱に行政書士有 資格者5人を含む10人体制で、かなりの申請数を丁 寧に処理されているとのことです。

また、今まで営業活動は一切したことがないとも 話してくれました。この仕事は人脈が命、人と人の つながりを大切にし、ほぼすべての業務が紹介によ るものだと言われたのが印象的でした。金額はダイ レクトメール等で金額提示する新しい行政書士に比 べるとはるかに高いそうですが、値段ではなく品質、 他喜力を駆使して満足度の高い仕事をすることがこ の仕事を継続的に維持する方法であると語ってくれ ました。 興味深かったのは行政書士法人岩崎事務所にはゴルフ部があるそうです。夢は実業団のゴルフ対抗戦に行政書士法人岩崎事務所として出場すること。岩崎会員は笑えるくらい下手、とおっしゃっておりましたが新しい事務所にはパターグリーンも建設されるご予定で、これからスタッフみんなで腕を磨くそうです。また岩崎会員のご子息は現在高校三年生で、日本ジュニア、国体の選手です。春には石川遼プロが参戦した岐阜オープンクラシックにもアマチュアとして出場し最終日まで残られていましたので、将来ご子息がスタッフに加われば夢も実現できるかもしれません。

最後にこれからも支部のため、行政書士制度の発展のために自分がやれることは懸命にやりたいと話して下さった岩崎会員の今後のご活躍に期待をさせていただき、私も支部の一員として岩崎先生を始め先輩会員の皆様のご指導の下で日々精進して参りたいと思います。

お仕事も事務所の新築でお忙しい中、会員訪問の依頼をご快諾いただき誠にありがとうございました。

各支部 研修会 の ご案内

岡崎支部主催研修会のご案内

1. 研修会タイトル: 岡崎支部 旅行業登録業務 (新規申請) 研修会

2. 開催日時:2019年9月12日休

午後2時~4時(受付開始午後1時30分より)

3. 研修会場: 岡崎市図書館交流プラザりぶら103会議室

(所在地 岡崎市康生通西4-71)

4. 研修内容:旅行業登録の新規申請について

(注 これから旅行業登録業務を扱いたい方など初心者向けの内容です)

5. 講師:片桐政勝会員

6. 資料: 当日配付(無料)

7. 定 員:30名(先着順)(補助者同伴も可)

8. 申込方法: 9月10日火までに下記申込書に必要事項を記入のうえ

担当者 片桐へメール (katagiri2945@re.commufa.jp)

またはFAX(0564-23-8253)でお申し込みください。

9月12日開催の岡崎支部 旅行業登録業務研修会申込書

氏 名: (支部)	メール:
TEL:	FAX:

支部だより

A古屋 支部

常設無料相談会(6月)

名古屋支部 廣瀬 亮一

日 時 平成31年6月18日(火)

午後1時~4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー

相談員 渡辺 尚美会員、牧野 昌浩会員、

鬼頭 誠会員

件数3件



6月18日火火に名古屋支部常設無料相談会を中村生 涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

この日の生涯学習センターは、会議室や体育館の 利用が午前・午後とも埋まっており、駐車場も空き がない状態で盛況でした。

1件目の相談者は40代くらいのご夫婦で、「不動 産関係についてのご相談」を牧野会員と渡辺会員が 対応されました。

2件目の相談者は75歳くらいの方で、「相続についてのご相談」を鬼頭会員と牧野会員が対応されました。

ほぼ同時刻に3件目の相談者がいらっしゃったので渡辺会員が応対しました。ご相談者は70代の女性で、「同居されている娘夫婦との関係についてのご相談」でした。

今回の相談会は3件だったので1件につき、概ね60分前後の時間を充てることができ、ご相談者の不安や悩みについてじっくりお話を聴くことができました。

5 名古屋 支 部

常設無料相談会 (7月)

会報委員 金丸 洋

日 時 令和元年7月16日火

午後1時~4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター一階ロビー

相談員 原田 泰輔会員、森 隆会員、

松浦 聖哲会員、鬼頭 誠会員

件数3件



7月16日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生 涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

この日の1件目は、80代女性の方の「相続についてのご相談」でした。2件目は70代女性の方の相談で広報なごやをご覧になり、相談にいらしたとのことです。「登記手続きについてのご相談」でしたので、名古屋法務局の無料相談をご案内しました。3件目の方は70代の女性の方で区役所パンフレットを見て、この無料相談会を知ったとのことです。

相談者の方には、少しでも知識を得て、問題解決の糸口になれれば幸いです。

₩ 中央 支部

令和元年度第1回建設環境業務部会研修会

中央支部 入山 康彦

日 時 令和元年6月6日休 午後6時~8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師竹內浩二会員(中央支部)

テーマ 『建設業許可関連レアケースあれこれ』

出席者 29名



元号が令和になり、最初の中央支部建設環境業務部会研修会は、当支部の竹内浩二会員をお招きして、テーマを「建設業許可関連レアケースあれこれ」とし、建設業許可申請について、竹内会員の豊富な業務経験から、特にまれな事案についてピックアップし、実務的な観点から講義していただきました。講義の内容は、①主たる営業所移転による愛知県から岐阜県への許可換え新規に関する申請書一式について②付帯工事を実務経験とする場合の業種追加に関する添付書類について③大臣許可で主たる営業所移転による中部地方整備局から他地方整備局への変更に関する変更届等について。これらをレジュメと資料を使用して詳細でわかり易く解説をしていただきました。

建設業許可申請は、手続きの内容・書式・要件等が複雑多岐にわたり、また、関係行政庁が異なると取り扱いも異なる場合が多々あります。このような業務を請負うためには、幅広く深い知識が必須となり、そのため今回のような、まれな事案について学ぶことができる機会は大変貴重なものとなりました。

また、この講義を通して、業務を請負う段階での 関係行政庁での事前相談等の初動調査が非常に重要 であり、それがミスを軽減し、行政書士として責任 ある業務を請負う事ができると再認識しました。

令和元年度第 1 回 支部 支部研修会

会報委員 梶原 郁

日 時 令和元年 7 月13日仕) 午後 3 時00分~ 4 時45分

場 所 江南市民文化会館 2 階美術工芸室

講 師 小栁津 えみ会員(本会副会長)

研修科目 『国際業務の基礎』

出席者 20名



今年度最初の支部研修会は、本会の副会長であり 国際・私法部を担当されていらっしゃる東三支部の 小栁津えみ会員を講師にお迎えして、国際業務の基 礎についての講義をしていただきました。

この国際業務に関して、当支部には手掛けている会員が少なく馴染みの薄い分野ではありますが、最近身近でも外国の方を見掛けることが多くなり、今後ますます需要が増え、注目される業務になると思われます。小栁津会員は、本会でも研修会の講師をされる程のスペシャリストであり、国際業務とは何かをはじめ、特有の問題や今後の展開など、業務の概要を初心者にも分かりやすく説明して下さいました。後半の事例研究では、実際の案件を基に具体的な内容を丁寧にお話して下さり、これから業務をする上で大変参考になるものだったと思います。

言葉や文化、価値観の違う外国の方を相手にする ため、慎重な判断や相互の信頼関係など気を付ける 点も多いのですが、その方の生活をダイレクトに左 右する責任の重い業務だと実感させられる講義でした。

研修会終了後は場所を移して懇親会が催され、会 員同士情報交換をするなどの交流を深めることがで き、大変有意義な機会となりました。

日 名南 支部

『石川光男会員総務大臣表彰受賞感謝の集い』

会報委員 長峰 均

日 時 令和元年7月16日火 午後6時~8時

場 所 名古屋市国際会議場(熱田区日比野) 展望レストラン『パステル』

参加者 138名(出席者名簿より)



標記日時・場所にて「石川光男会員総務大臣表彰 受賞感謝の集い」が催されました。

集いに先立って、同会議場会議室にて石川事務所 創立44周年を記念して、天明茂氏による『徳の高い会 社でより良い組織づくり!!』の講話が行われました。

"上が変われば下が変わる、自分が変われば相手が変わる、家庭が変われば職場が変わる、徳は本なり財は未なり"という信念のもと、「生き方と経営の支援」に携わられた経緯を丁寧に話して頂き、大変参考になる講話でした。

場を変え、同会議場展望レストランにて『感謝の集い』が開催されました。名南支部では、2年前の鬼頭喜代志会員に続いての総務大臣表彰です。大変名誉な事です。先ずは参加者を代表して、前田愛知県行政書士会会長、竹田日政連愛知会会長、工藤衆議院議員、服部名古屋市会議員、天明講師の順で祝辞を戴きました。次に石川受賞会員より謝辞があり、山本名南支部副支部長より石川会員へ贈呈品が手渡されました。続いて鬼頭名南支部監事の乾杯の音頭で、祝賀会(感謝の集い)が盛大に実施されました。

多数の参加者祝宴では、会員同士の交流、他士業 交流、異業種参加者との交流等が積極的に行われま した。

石川会員には、現在名南支部長の立場で、長年支 部活動を支えて頂いています。今後も健康に気を付 け、更なる会活動の発展に取り組んで頂ければ幸い です。

最後に、此のたびの「総務大臣表彰受賞」心より 御喜び申し上げます。

中央支部

令和元年度 暑気払い

会報委員 清水 良枝

日 時 令和元年 7 月18日休 午後 6 時30分~ 8 時30分

場 所 名古屋栄東急REIホテル レストランひしゃ

出席者 62名



令和元年度の中央支部暑気払いは、名古屋栄東急 REIホテルの地下1階にありますレストラン「ひし や」にて行いました。あいにくその日は、夕方から どしゃ降りの雨となってしまいましたが、例年にも 増して、多くの会員の方に参加していただき、楽し く、賑やかな暑気払いとなりました。

暑気払い担当幹事の入山康彦会員の司会で幕を開け、中村美帆子支部長の挨拶、竹田勲会員の乾杯のご発声のあと、歓談と会食がスタートしました。

洋食でボリュームのある料理でしたが、冷たい茶 そばが料理のしめで、蒸し暑い日には打ってつけの メニューでした。

今年も例年と同じく貸し切りでの開催でしたので、何の気兼ねもなく、わいわいガヤガヤと会話も弾んでいました。また、大変ゆったりとしたスペースだったので、あちこちのテーブルでお酌をしながら挨拶や名刺交換をされる姿も数多く見受けられました。 新入会員の参加も多く、会員同士の初顔合わせ、そして交流がとても充実していました。

最後に西川剛史会員の、恒例となりました関東一本締めにて散会となりました。これからやってくる 猛暑に備えて、この暑気払いで英気を養っていただければ幸いです。

令和元年度第1回 支部 女性部会研修会

会報委員 奥 智子

日 時 令和元年 7 月19日金 午後 2 時~ 4 時

場 所 尾張一宮駅前ビル (iビル) 6階小会議室

講 師 一宮支部 菅原 勝行会員

テーマ 『健康で文化的な最低限度の生活〜生活保 護制度〜』

参加者 12名



一宮支部内の女性会員を中心として活動をしてき た女性の会。本年度より『一宮支部女性部会』と名 称を改め、新たなスタートを切りました。

その改称最初の研修会を7月19日金午後2時より、 講師として同支部の菅原勝行会員を講師として『健 康で文化的な最低限度の生活~生活保護制度~』を テーマに開催しました。

当日参加者は12名で、菅原会員は元市役所職員で、 生活保護のケースワーカーとして携わった経験を交 え、生活保護制度概要の説明や、超高齢社会の中で 生活困窮者への他、法対応などの相談業務の実例を 紹介してくださいました。

生活保護法は、人として生きるための最後のセーフティーネットであり、自立助長の観点から保護を必要とする方には、我慢することなく、必要に応じた保護を受けられるよう、行政書士がアドバイスしていく事の重要さを教わりました。

これらの知識は、我々の日常生活にも直結し、また今後需要が高まるであろう後見制度や信託制度の 各制度利用支援には欠かせない知識となる為、とて も参考になる研修会になりました。

知多 支部

60周年記念親睦研 修旅行

知多支部 鈴木 直美

日 時 令和元年7月20日(土) 行 き 先 鳥羽水族館と伊勢神宮

参加人数 65名



知多支部では、60周年を記念して親睦研修旅行を 行いました。

梅雨らしい曇天の下、半田市、東海市と分かれて 二台のバスで出発した一行は、途中、長島PAで合流 し、伊勢神宮を目指しました。令和になって初めて のお伊勢参りです。雨だけが心配でしたが、そこは 日頃の行いの良さなのか、伊勢に着く頃には、空も 次第に明るくなり、何とか傘をさすこともなくお参 りをすることができそうでした。

伊勢神宮に到着後、さっそく水清らかな五十鈴川を渡り、内宮を参拝しました。その後、清々しい気分でおはらい町を散策しましたが、悲しいことに、昼食前であったため、赤福の本店は眺めるだけで通り過ぎることにしました。

さて、昼食は鳥羽の『扇野の宿 扇芳閣』です。 ここで昼食、入浴(希望者のみ)後、鳥羽水族館に 向かう前に記念撮影をしました。

"思いのままに、行ったり来たり、順路のない水 族館"をキャッチフレーズにしている鳥羽水族館で は、美味しそうな魚たちが出迎えてくれました。な ぜかやたらにウツボが多いのには閉口しましたが、 可愛い動物たちもいて、楽しむことができました。

食べて飲んで、うとうとと心地よい旅の終わりに、 ふと見た携帯の万歩計。思わず見直した一万歩!楽 しいだけでなく、健康にもよい、今回の知多支部親 睦研修旅行。皆様、本当にお疲れ様でした。

中央支部

令和元年度第2回建設環境業務部会研修会

会報委員 清水 良枝

日 時 令和元年 7 月22日(月) 午後 6 時~ 8 時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師早川忠会員(中央支部)

テーマ 第1部 『解体工事業の経過措置終了に伴う 変更点』

> 第2部『事業年度終了届出書作成について の疑問点』(質疑応答形式)

出席者 32名



令和元年度第2回建設環境業務部会研修会は、本会建設環境部部長の早川忠会員に講師を務めて頂きました。第1部では、「解体工事とはそもそも何か」に始まり、時系列中心にまとめたレジメに沿って、経過措置終了後は、それまで、とび・土工工事業の工作物解体工事で実施してきた解体工事は、解体工事業の許可が必要であること、経営事項審査の変更点、技術者に係る経過措置は令和3年3月31日まで続いていること、令和3年4月1日以降の専任技術者要件の注意事項などをお話いただきました。特に専任技術者については、平成27年度までの1級土木施工管理技士等の合格者の注意点や専任技術者として要件を満たす者がいない場合、許可は失効すること等は早めにお客様に伝えなければならないと実感しました。

第2部の事業年度終了届に関する質疑応答形式では、事前質問に「機械器具設置工事とはどのような工事でしょうか?」があり、工事の例示を数多くあげていただき、理解が深まりました。その他にも、工事経歴書の作成について、多方面から質問がありましたが、早川会員は、全てに丁寧に分かりやすく答えて下さいました。

研修会の途中から、本会周辺の地域では大雨警報や避難勧告が発令されており、まだまだ質問をしたい会員もいらっしゃいましたが、定刻で終了し、急ぎの帰宅をお願いしました。

U 豊田 支部

法人(株式会社他)設立とその 周辺業務に関する情報共有

会報委員 工藤 真由美

日 時 令和元年 7 月25日(木) 午後 2 時30分~ 4 時30分

場 所 豊田商工会議所 会議室206



豊田支部では、元号が令和に変わり、第1回目の 研修会が開催され、豊田支部法人経営部長の井藤真 生会員に講師を務めていただきました。

①株式会社の設立の手続きについて、②発起設立・募集設立の違い、③合同会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)の設立の方法やその組織の内容について詳細にご説明していただきました。

研修会の出席者は、6名で、私を除き参加者皆様は、会社設立についてベテラン会員の方ばかりでしたが、井藤真生講師のご説明が素晴らしく、初心者の私でもわかりやすいお話のされ方でした。書類の内容もわかりやすく、今後、自分の業務範囲を広げていけるよう勉強する意欲がわいて参りました。

また、行政書士の業務として、ただ書類を作成するのみでなく、別の角度から依頼主様にアドバイスを差し上げること、同業者はもちろん他の士業の方との繋がりを大切にすることも教えていただき、人との繋がりは大事であることを再認識させていただきました。

ベテラン会員と講師の井藤会員との情報共有の時間に関しても、初めて知ることが多く、とても有意義な研修会でした。

東三支部

令和元年度第1回 秋桜の会

会報委員 鈴木 愛理沙

日 時 令和元年 7 月26日金 午後 2 時30分~ 5 時

場 所 カリオンビル 3 階 第 2 ミーティングルー

講 師 東三支部 安形 京子会員

テーマ 『目前に迫る消費税増税とインボイス概略 ~消費税って誰にでも関係します。ポイントだけでも知っておきましょう!~』

出席者 研修会 9名

懇親会 12名(事務局員を含む)



7月26日に令和元年度第1回秋桜の会がカリオンビルにて開催されました。今回は当支部の税務・会計のエキスパートである安形京子会員が講師となり、「目前に迫る消費税増税とインボイス概略~消費税って誰にでも関係します。ポイントだけでも知っておきましょう!~」というテーマにてお話しいただきました。

- I 軽減税率制度の概要
- Ⅱ 消費増税に向けた経営対応策の概要

前半の軽減税率の対象品目の新聞と飲食料品(酒類と外食サービスを除く)のお話では、みりん風調味料は軽減税率対象となる一方で、みりんは酒類に分類され標準税率になること、また外食に該当するかどうかは役務(サービス)を伴っているか否かで区別するため、出前とケータリングで税率が異なるということ、更には一体資産(紅茶とカップのギフトセット等)は税抜価額が1万円以下であって、食品の価額が占める割合が2/3以上の場合は全体が軽減税率の対象となるなど、消費者として知っておきたい知識をはじめ、区分記載請求書等の記載と保存、中小事業者の税額計算の特例、適格請求書等保存方式(インボイス方式)など各種制度の概要・施行スケジュールについて紹介されました。

後半では、新制度の施行に伴いその対応が急務となる、経営対応策について、5つにポイントを絞り 簡潔かつ読み応えのある資料とともにその具体策についてご指導いただきました。中でも経理方式の見直しと事務処理の変更については、軽減税率導入による売上総利益の誤認を防ぐために、仕訳を税抜経理方式にすることが有用であるなど、適切な事業経営判断のためのアドバイスをいただきました。

また会の終盤では、他国の付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)との国際比較グラフや、もう一つの軽減税率対象である新聞の、世界の新聞発行部数ランキングに触れ、日本と世界との文化の違いを再認識しました。

今回の秋桜の会は、参議院選挙直後の開催という こともあり、事務所経営対応の見直しにつながる非 常にタイムリーで有意義な研修会となりました。ま た恒例のキュイジーヌボレロ吾妻家での懇親会では、 長年、東三支部の事務局員として働いてくださって いた高瀬さんと後任の伊藤さんも加わり、とても和 やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了いたしました。

ちょっとひと息「著作権」

- 著作物の利用許諾契約では、どのような取極を交わすのが一般的ですか。
- A 契約条項は必要に応じ多種多様ですが、一般的には、[1] 利用する著作物の特定、[2] 許諾の範囲(利用目的、方法、地域、期間等)、[3] 独占的利用許諾か非独占か、[4] 使用料の額、算定方法、支払方法、[5] 契約期間などが考えられます。

出典:文化庁HP「著作権Q&A|より

事務局だより

■令和元年6月

1 日(土)	名城大学院科目履修 民法V開催
3 日(月)	正副会長 県法務文書課総会御礼、挨拶 正副会長会開催 伊藤常務理事、水野理事、川村常務理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席 広報部引継ぎ開催
4 日(火)	部長会開催 理事会、幹事会開催 ADR手続説明会開催
5 日(水)	コスモスあいち更新研修補講開催
6 日(木)	小栁津副会長、伊藤常務理事、戸加里理事 自由業団体第25回フレッシュマン・フォーラム10'出席 小栁津副会長、伊藤・田澤常務理事 国際協力センター来館対応
7 日金	中地協定時総会開催 市川副会長、本多理事 中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会第一回通常総会出席
8 日(土)	中地協定時総会開催
10日(月)	新規登録受付
11日(火)	会報7月号校正会議開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 小栁津副会長、伊藤常務理事、川村前常務理事 広告代理店来館対応 小栁津副会長、伊藤常務理事 県法務文書課、名古屋市広聴課訪問 新規登録受付 ライブラリ研修開催
12日(水)	伊藤常務理事、山本理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席 国際・私法部業務相談会開催 コスモスあいち更新研修補講開催
13日(木)	コスモスあいち部長会開催
14日金	役員推薦委員会レビュー開催 小栁津副会長、田澤常務理事 JETRO、中国総領事館、名古屋市産業労働課挨拶廻り
15日(土)	名城大学院科目履修 民法V開催
17日(月)	コスモスあいち更新研修補講開催
18日(火)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 小栁津副会長、田澤常務理事 在ブラジル総領事館他 5 箇所挨拶廻り ADR手続説明会開催
20日(木)	日行連定時総会出席
21日金)	日行連定時総会・日政連定期大会出席
22日(土)	名城大学院科目履修 行政法 I 開催
24日(月)	西川相談役 日行連申請取次実務研修会出席 コスモスあいち入会前研修開催

■令和元年6月

25日火)	西川相談役 日行連 東京入管訪問 西川相談役 日行連申請取次管理委員会出席 支部長会開催 コスモスあいち入会前研修開催
26日(水)	申請取次行政書士管理委員会開催 小栁津副会長、伊藤・田澤常務理事 名城大学仮屋教授訪問 コスモスあいち入会前研修開催
27日休	正副会長会開催 小栁津副会長、伊藤常務理事 自由業団体第5回当番会出席 市川副会長、森局長 県法務文書課訪問 建設環境部業務相談会開催 経審新規要員養成実習開催 コスモスあいち入会前研修開催
28日金	米村常務理事 災害復興支援に関する士業・ボランティア等の連携に関する勉強会・意見交換会出席 コスモスあいち入会前研修開催
29日(土)	名城大学院科目履修 民法 V 開催

■令和元年7月

1 日(月)	前田会長、小栁津副会長、田澤常務理事、竹田・高野理事、西川相談役、櫻井相談員 名古屋市特定技能外国人材雇用セミナー出席 岩井常務理事 国民年金基金愛知県支部来館対応
2 日火)	部長会開催 理事会開催 総務大臣表彰報告会・感謝状贈呈式開催 ADR手続説明会開催
3 日(水)	コスモス入会前研修補講開催
5 日金	部長会[部長のみ]開催
6 日(土)	名城大学院科目履修 行政法 I 開催
8 日(月)	小栁津副会長、田澤常務理事、竹田理事、西川相談役、櫻井相談員 名古屋市特定技能外国人材雇 用セミナー出席 高野理事 外国人就労定着支援研修出席
9 日火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 企画情報部会開催 経理部会開催 小栁津副会長、伊藤・田澤常務理事 名古屋国際センター訪問
10日(水)	土地利用部会開催
11日休	西川相談役 日行連札幌入管訪問 西川相談役 日行連申請取次管理委員会出席 新規登録受付 運輸交通部会開催 県法務文書課指導検査対象者選定開催 小栁津副会長 外国人就労定着支援研修出席 法務関係打合せ開催

■令和元年7月

12日金	西川相談役 日行連申請取次事務研修会出席
	市川副会長 令和元年度行政書士試験実施に係る説明会出席 子安副会長 日本ADR協会主催シンポジウム出席
16日(火)	新規登録受付 ADR手続説明会開催
17日(水)	法務部会開催
±, 14 (¢)	市川副会長、早川・米村・岩井常務理事、安藤主任、秋好職員 試験会場南山大学挨拶・下見訪問 ADR運営委員会事前打合せ開催 コスモスあいち部長会開催
18日休	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 総務部会開催 北館工事完了報告会開催
19日金	広報部会開催 会報委員全体会議開催 建設環境部会開催
22日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 苦情対応委員会開催
23日(火)	小栁津副会長、田澤常務理事 在名古屋ペルー総領事館セミナー打合せ出席 法人経営部会開催 封印管理委員会開催
24日(水)	前田会長 日行連正副会長会出席 前田会長 西川相談役 日行連理事会出席 特定行政書士法定研修1開催 ライブ配信テスト開催
25日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長、西川相談役 日行連理事会出席 経審要員必須連絡会開催 国際·私法部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催
26日金	長瀬副会長、米村・市川常務理事 東京法律専門学校挨拶訪問 中地整への講師派遣事前打合せ開催 第1回試験正副サブ責任者会議開催 職員採用者事前打合せ開催
29日(月)	綱紀委員会開催 監察委員会開催 総務部打合せ開催
30日(火)	会報 9 月号編集会議開催 ADR運営委員会開催 西堀副会長、黒澤常務理事、森局長、後藤職員 県警、県民会議、県法務文書課訪問
31日(水)	正副会長会開催 県都市総務課との意見交換会開催 研修会ライブ配信・オンデマンド研修による映像撮影者委託の入札開催 ライブ配信テスト開催



会員の動向

令和元年7月25日現在

3.040人 44法人

新規登録入会者の紹介



会員番号 第6131号

登録番号 第19191285号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 五島 梨佐



りさ行政書士事務所 北名古屋市二子松江14番地1 メゾンアップル101号室

電話番号 080-8975-5455 所属支部 西北



会 員 番 号 第6132号

登録番号 第19191286号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 内田 惠三

事 務 所 行政書士うちだ事務所

知多市八幡字西大清水18番地の8 電話番号 0562-35-2375 所属支部 知多



会 員 番 号 第6133号

登録番号 第19191287号 入会年月日 令和1年6月1日 名 小林 照幸

事 務 所 行政書士小林の事務所 豊田市元城町1丁目57 CASA CEDRO DUE102号室

電話番号 0565-85-8785 所属支部 豊田



会員番号 第6134号

登録番号 第19191288号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 今泉 麻梨子

事 務 所 行政書士今泉合同事務所 豊川市南大通六丁目16番地

電話番号 0533-80-7312 所属支部 東三



登録番号 第19191289号 会員番号 第6135号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 土井 孝仁

務 所 行政書士土井孝仁事務所 知多市八幡新町三丁目1番地20

電話番号 080-2617-4311 所属支部 知多



登録番号 第19191290号 会 員 番 号 第6136号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 川瀬 健太

事 務 所 穂ノ國行政書士事務所 豊川市一宮町幸183番地

電話番号 0533-93-2008 所属支部 東三



登録番号 第19191291号 会員番号 第6137号 入会年月日 令和1年6月1日 都築 正美

事 務 所 都築正美行政書士事務所 名古屋市中川区万場三丁目526番地

電話番号 052-439-0331 所属支部 名古屋



登録番号 第19191292号 会員番号 第6138号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 大槻 早紀

事 務 所 行政書士大槻早紀事務所 一宮市小栗町10番地2

電話番号 080-3344-1178 所属支部 一宮



会員番号 第6139号

登録番号 第19191293号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 猪飼 小百合

事 務 所 行政書士オフィス文月 名古屋市中川区中島新町四丁目2306番地1 電話番号 070-4070-1152 所属支部 名古屋



会員番号 第6140号

登録番号 第19191294号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 山本 忠彦

事 務 所 行政書士山本忠彦事務所 岡崎市稲熊町字5丁目5番地10

電話番号 0564-24-1204 所属支部 岡崎



登録番号 第19191295号 会員番号 第6141号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 西谷 寿

事 務 所 行政書士西谷寿事務所

春日井市篠木町6丁目1669番地38 電話番号 0568-85-3668 所属支部 尾張

登録番号 第19191296号 会員番号 第6142号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 大嶋 正人

事 務 所 行政書士大嶋正人事務所 大府市横根町中村163番地

電話番号 0562-46-3909 所属支部 知多



登録番号 第19191297号 会員番号 第6143号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 北野 興地

事 務 所 北野行政書士事務所 知多郡東浦町大字緒川字丸池台17番地の1

電話番号 0562-84-1670 所属支部 知多



登録番号 第19191298号 会員番号 第6144号

入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 酒井 紀子

事 務 所 酒井行政書士事務所 日進市赤池南二丁目1811番地

電話番号 052-700-5138 所属支部 昭和



登録番号 第19191299号 会員番号 第6145号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 松﨑 和馬

事 務 所 松﨑行政書士事務所 豊橋市中橋良町46番地1

電話番号 0532-74-3882 所属支部 東三



登録番号 第19191300号

会員番号 第6146号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 山﨑 千枝

事 務 所 行政書士愛知総合法務事務所

名古屋市中区丸の内3丁目2番29号 ヤガミビル6階

電話番号 052-971-5662 所属支部 中央



登録番号 第19191301号

会員番号 第6147号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 天池 教昌

事 務 所 行政書十法人ヒューマン 名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館804

電話番号 052-433-9611 所属支部 名古屋



会員番号 第6148号

登録番号 第19191302号 入会年月日 令和1年6月1日 氏 名 春日井 律

事 務 所 春日井行政書士事務所 春日井市下市場町5丁目7番地2

所属支部 尾張



登録番号 第19191550号 会員番号 第6149号

入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 大島 淳司

務 所 行政書士ほのぼの法務事務所 名古屋市中区丸の内二丁目17番12号 丸の内エステートビル10階

電話番号 052-228-0182 所属支部 中央



会 員 番 号 第6150号

登録番号 第19191551号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 杉浦 康文

事 務 所 KINDすぎうら行政書士事務所 豊川市小田渕町卯足38番地の6

電話番号 090-1749-2294 所属支部 東三



会員番号 第6151号

登録番号 第19191552号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 松本 浩一

事 務 所 Start行政書士事務所 豊橋市天伯町字天伯2番地55

電話番号 0532-87-4687 所属支部 東三



会員番号 第6152号

登録番号 第19191553号 入会年月日 令和1年7月1日 名 末永 正明

事 務 所 行政書十浦野利雄事務所 名古屋市北区水草町2の33

電話番号 052-914-5010 所属支部 西北



会員番号 第6153号

登録番号 第19191554号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 山﨑 俊

事 務 所 山﨑行政書士事務所

名古屋市北区大曽根三丁目5番19号(ヒルズ大曽根601号)

電話番号 052-981-4666 所属支部 西北



会員番号 第6154号

登録番号 第19191555号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 佐野 隆次

事 務 所 行政書士名北法務事務所 名古屋市北区元志賀町1丁目25番地

電話番号 090-8135-7074 所属支部 西北



登録番号 第19191556号 会 員 番 号 第6155号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 内村 友亮

事務所 行政書士みらい事務所 豊田市吉原町馬ノ背124番地8

電話番号 080-3912-9959 所属支部 豊田



登録番号 第19191557号 会員番号 第6156号

入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 大川

事 務 所 大川行政書士事務所 豊橋市関屋町233番地

電話番号

所属支部 東三



氏

登録番号 第19191558号 会員番号 第6157号 入会年月日 令和1年7月1日 名 赤川 豊

事 務 所 行政書士赤川豊事務所 豊田市小川町7丁目2番地1

電話番号 0565-34-6705 所属支部 豊田



会員番号 第6158号

登録番号 第19191559号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 森 三雅子

事 務 所 森行政書士事務所 丹羽郡扶桑町大字高雄字北東川286番地1

電話番号 0587-93-8922 所属支部 尾北



登録番号 第19191560号 会 員 番 号 第6159号 氏 名 杉浦 昌敏

入会年月日 令和1年7月1日

務 所 行政書士杉浦昌敏事務所 西尾市寺津三丁目10番地7

電話番号 0563-59-0957 所属支部 西尾



登録番号 第19191561号 会員番号 第6160号 氏 名 石川 欽一

入会年月日 令和1年7月1日

事 務 所 石川行政書士事務所 日進市浅田町上ノ山1番地11 グランレイム赤池1402 電話番号 052-846-3207 所属支部 昭和



登録番号 第19191562号 会員番号 第6161号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 坂口 千晶

事 務 所 行政書士事務所ステップス

岡崎市渡町字薬師畔6番地10 電話番号 0564-32-5716 所属支部 岡崎

登録番号 第19191563号 会員番号 第6162号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 櫛田 光弘

事 務 所 櫛田光弘行政書士事務所 豊川市山道町二丁目75番地の2 電話番号 0533-75-6720 所属支部 東三

登録番号 第19191564号 会員番号 第6163号 氏 名 鈴木 和幸

入会年月日 令和1年7月1日

事 務 所 鈴木和幸行政書士事務所 名古屋市昭和区八事富士見801番地ライオンズマンション八事ガーデン弐番館902号

電話番号 052-834-2612 所属支部 昭和



登録番号 第19191565号 会員番号 第6164号 氏 名 尾関 毅一

入会年月日 令和1年7月1日

務 所 尾関毅一行政書士事務所 江南市東野町西出56番 2階

電話番号 090-4191-5494 所属支部 尾北



登録番号 第19191566号 会員番号 第6165号 入会年月日 令和1年7月1日 井上 堅史

事 務 所 井上けんじ行政書士事務所 常滑市末広町1丁目16番地

電話番号 0569-34-5108 所属支部 知多



登録番号 第19191567号 会員番号 第6166号 入会年月日 令和1年7月1日 氏 名 田畑 智美

事 務 所 田畑行政書士事務所 知多市八幡字三反田29番地の65 電話番号 0562-35-2500 所属支部 知多

退会者のお知らせ

会和元年7月25日現在

					1和几年1月25日死任
支部		氏	名		退会日
中央	田	畑		毅	令和1年6月10日
中央	梶	浦		潮	令和1年6月30日
名古屋	山	嵜	正	裕	令和1年5月31日
名古屋	大	里	初	恵	令和1年7月16日
名南	堀	井	敏	秀	令和1年5月27日
尾張	谷	前	昌	昭	令和1年5月31日
豊田	中	村	泰	佑	令和1年5月31日
東三	鈴	木	今韓	明由	令和1年6月17日

法人会員の変更案内

法 人 番 号 第1902301号

会 員 番 号 第H56号

法 人 の 名 称 行政書士法人あいたく

主たる事務所の名称 行政書士法人あいたく

主たる事務所電話番号 052-325-2870

変 更 事 由 事務所電話番号

所 属 支 部 西北

法 人 番 号 第1704701号

会 員 番 号 第H45号

法 人 の 名 称 行政書士法人中村事務所

主たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所

従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 豊田オフィス

社員名(脱退) 中村 泰佑

変 更 事 由 社員の加入、社員の脱退

所 属 支 部 名古屋

法 人 番 号 第1700701号

会 員 番 号 第H37号

法 人 の 名 称 行政書士法人クロヤナギ事務所

主たる事務所の名称 行政書士法人クロヤナギ事務所

従たる事務所の名称 行政書士法人クロヤナギ事務所 大西事務所

主 た る 事 務 所 岡崎市明大寺町字銭堤20番地5

変 更 事 由 従たる事務所廃止、主たる事務所所在地

所 属 支 部 岡崎

法 人 番 号 第1501401号 会 員 番 号 第H29号

法 人 の 名 称 行政書士法人リーガルホーム

主たる事務所の名称 行政書士法人リーガルホーム

社 員 名 (加 入) 山本 美可利 社 員 名 (脱 退) 林 晃弘

変 更 事 由 社員の加入、社員の脱退

所 属 支 部 新城

新規法人登録入会の紹介

法 人 番 号 第1002407号

会 員 番 号 第H58号

入会年月日平成31年4月16日

7, 2 | 7, 11 | 7,7101

法 人 の 名 称 行政書士法人倉敷昭久事務所 従たる事務所の名称 行政書士法人倉敷昭久事務所名古屋オフィス

従たる事務所 名古屋市中区線2丁目19番21号 広小路TNビル7F

従たる事務所電話番号 052-211-7805

所 属 支 部 中央

ご逝去会員のお知らせ

名南支部 加藤英俊会員 令和元年6月25日ご逝去 (享年72歳) 東三支部 廣田昭三会員 令和元年6月25日ご逝去 (享年91歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会 会長 前 田 望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)·事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	鬼頭 努	名古屋市中区丸の内三丁目20番20号	460-0002	052-253-8696	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中大	行政書士事務所アプローチ	チサンマンション丸の内第三707			
中央	山内 麻紀子	名古屋市千種区菊坂町三丁目14番地	464-0836	080-7017-0759	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	やまうち国際行政書士事務所	メゾンハヤシ303号 			
中央	榊原 陽子	名古屋市中区丸の内二丁目16番4号 チサンマンション丸の内第6-705号	460-0002	050-3748-4427	事務所名称、 事務所所在地、
	かわもと行政書士法人名古屋オフィス	ラリンマンフョン丸の内界 0 - 703万			事務所電話番号
中央	寺澤 孝和			052-703-5605	事務所電話番号
	木町 祐介				
中央	7KH1 7H71			052-898-4170	事務所電話番号
中央	近藤 優	名古屋市中区錦2丁目19番21号	字21号 460-0003	052-211-7805	単位会変更(千葉会より)
	行政書士法人倉敷昭久事務所 名古屋オフィス	広小路TNビル7F			
1.1.	林博司	名古屋市中区栄四丁目1番8号	460-0008	052-269-1146	単位会変更(大阪会より)
中央	林合同行政書士事務所	栄サンシティービル16階			
西北	山田 剛司	名古屋市西区稲生町五丁目40番地2	451-0012		事務所名称、事務所所在地
	行政書士山田事務所	石口座巾四区棚生町五丁日40番地 2			事務所有你、事務所所任地
西北	石川 洋			052-325-2870	事務所電話番号
				002 020 2010	1.400// PHH E 2
西北	濵地 洋樹			052-325-2870	事務所電話番号
名古屋	志治 広和	名古屋市港区九番町5丁目3番地1 IFE東海通ビル3階	455-0008		事務所所在地
	浦志 翼				事務所名称、
名古屋	天照行政書士事務所	名古屋市港区当知三丁目3613番地 2 F	455-0804	052-384-2751	事務所所在地、 事務所電話番号
	松田 恒平	名古屋市昭和区恵方町一丁目16番2号			事務所所在地、
昭和	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	メゾンドロワール201	466-0037	052-717-1556	事務所電話番号
日祖	小川 和則	专口升工十 工 即停于开1100条件 1	486-0807		市功武武大师
尾張		春日井市大手町字大辻1109番地1	400-0007		事務所所在地
尾張	山本 知果	春日井市岩野町2丁目3番地19	486-0805	0568-29-5058	事務所名称、 事務所所在地、
7-2,32	行政書士やまもと事務所	福口州10日3117 2 7 日 0 日 2 日 1	100 0000	0000 20 0000	事務所電話番号
尾北	高田 憲一	犬山市上坂町五丁目200番地	484-0059	0568-61-0985	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士石原隆次事務所				
一宮	小島 一輝 ギブリ行政書士事務所				事務所名称
	山木 敏夫				
知多	四个 吸入			0569-84-0500	事務所電話番号
知多	早川 達也				
	行政書士Fr事務所				事務所名称
岡崎 -	畔柳 富雄	四帐士田十丰町今维担00季 14. 5	444 0004		市教託託去地
		岡崎市明大寺町字銭堤20番地5	444-0864		事務所所在地
岡崎 -	前田 晋作	岡崎市明大寺町字銭堤20番地5	444-0864	0564-55-2370	事務所名称、 事務所所在地、
	行政書士法人クロヤナギ事務所	1 アンフトマリー・ファスグにACH 765 J			事務所電話番号
新城	林 晃弘	新城市平井字野地52番地 2	441-1361	0536-25-7035	事務所名称、 事務所所在地、
921.924	林行政書士事務所	野澤ビル 2 階			事務所電話番号



COSMOS通信9月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前 までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局

TEL 052 - 908 - 3022

セミナー・相談会の開催報告

時 令和元年6月13日休午後1時30分~4時 日

場 所 小牧市役所

談 員 神田 晃志会員 丹羽 友道会員

無料相談会 参加者3人

時 令和元年6月18日火午後1時~3時30分

場 所 北名古屋市西庁舎

談 員 吉川副支部長 小川監事

無料相談会 参加者2人

時 令和元年7月4日休 日

午後 1 時30分~ 3 時30分

所 江南市役所西分庁舎

員 平松副支部長 石川研修部長 談

無料相談会 相談者0人

日 時 令和元年7月9日火午前9時~午後3時

場 所 中京銀行高針支店(名古屋市名東区)

員 日下監事 西山 秀夫会員 談

無料相談会 相談者3人

日 時 令和元年7月16日火午前9時~午後3時

場 所 中京銀行鳴子支店(名古屋市緑区)

員 池山 正彦会員 森田 哲也会員

無料相談会 相談者3人

時 令和元年7月18日休午後1時~3時 日

場 所 扶桑町老人憩いの家

相 談 員 池山 正彦会員 犬塚 智子会員

無料相談会 相談者1人

 \Box 時 令和元年7月23日火午前9時~午後3時

所 中京銀行岡﨑支店 (岡崎市) 場

相 談 員 澤田幹事 矢野 快子会員

無料相談会 0人

時 令和元年7月24日冰午後2時~4時 日

所 春日井市南部ふれあいセンター

員 丹羽 友道会員 加藤 邦彦会員 相談

無料相談会 0人

セミナー・相談会の開催予定

時 令和元年9月4日冰午前9時~午後3時 日

場 所 中京銀行高針支店(名古屋市名東区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

時 令和元年9月11日冰午前9時~午後3時 B

所 中京銀行鳴子支店(名古屋市緑区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

 \Box 時 令和元年9月17日火午後1時~4時

所 北名古屋市役所東庁舎

無料相談会 成年後見等無料相談会

時 令和元年9月18日冰午前9時~午後3時

所 中京銀行岡﨑支店(岡崎市)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年10月3日休

午後1時30分~3時30分

所 江南市役所西分庁舎

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年10月24日休午後1時30分~4時

所 小牧市役所

市民公開講座 成年後見等セミナー

無料相談会 成年後見等無料相談会

時 令和元年11月13日(水) H

午後 1 時30分~ 4 時30分

所 小牧市総合福祉センター小ホール

市民公開講座 成年後見等セミナー

無料相談会 成年後見等無料相談会

時 令和元年11月20日冰午後1時~4時

所 犬山市福祉会館

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年11月21日休午後1時~3時

所 扶桑町老人憩いの家

無料相談会 成年後見等無料相談会

あとがき

9月号が会員の皆様のお手元に届く頃は夏の名残 でまだまだ暑い日が続いていると思いますが、皆様 の夏は如何でしたでしょうか。

さて、会報は毎回諸先生方の寄稿・各支部会報委員よりの情報等掲載内容の収集、その編集、校正と多くの手順を経て発行されています。そこには各手続きに携わった人の、各会員に役立つ情報をお知らせしたいという思いが集約されております。このように出来上がった会報ですので、会員の皆様に於かれましては時間の取れるときで結構ですので少しでもお読みいただければ幸いに存じます。

広報部長 伊藤 直仁

《今月の表紙》 徳川園

徳川園は、徳川御三家筆頭である、尾張藩二代藩 主光友が、元禄8年(1695年)に自らの造営による 隠居所である大曽根屋敷に移り住んだことを起源と しています。

当時の敷地は約13万坪(約44ha)の広大さで、庭園内の泉水には16挺立の舟を浮かべたと言われています。光友の没後、この地は尾張藩家老職の成瀬、石河、渡邊三家に譲られましたが、明治22年(1889年)からは尾張徳川家の邸宅となりました。

昭和6年(1931年)、十九代当主義親から邸宅と庭園の寄付を受けた名古屋市は整備改修を行い、翌年「徳川園」が公開されました。昭和20年(1945年)に大空襲により園内の大部分を焼失した後は一般的な公園として利用されてきましたが、平成16年秋に日本庭園としてリニューアルしました。

徳川園は、池泉回遊式の日本庭園で、江戸時代の 主だった大名庭園もこの様式です。清流が滝から渓 谷を下り海に見立てた池へと流れるありさまは、日 本の自然景観を象徴的に凝縮しています。

さらに徳川園は、高低差の大きな地形、既存のまま取り入れた樹林、立体的に迫る大きな岩組みが特徴で、変化に富んだ景観を大胆に切り替える構成を用いて大名庭園の「荘厳さ」を大観できるようにしています。新緑や紅葉、牡丹や花菖蒲の花々など四季を通じて楽しめる庭となっています。

表紙は、例年9月中旬に催される「観月会」の様子です。

写真提供:徳川園

徳川園HPから引用(許諾済)

会報296号 担当 担当副会長 小栁津えみ 広 報 部 部 長 伊藤 直仁 次 長 水野 悠 部 員 戸加里邦子 部 員 山本 篤 委 員 吉川 明宏 会報委員会 委 員 長 長峰 均 副委員長 奥 智子 本号担当委員 (表紙) 清水 良枝

(会員訪問記)

会報296号 令和元年9月1日発行 発行人 前田 望 編集人 伊藤 直仁 発行所 愛知県行政書士会 〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号 TEL〈052〉931-4068(代) FAX〈052〉932-3647 E-mail info@aichi-gyosei.or.jp http://www.aichi-gyosei.or.jp 自力利所 日大印刷株式会社

工藤真由美

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日

令和元年 10月5日(土)

時間

午前10時から午後4時まで

内容

相続(遺産分割協議書作成)・遺言/各種契約書・合意書/定款作成 法人設立/建設業・風俗営業許可/土地開発許可/戸籍関係/帰化・入管関係 不動産関係/自動車登録/著作権等

※当日は電話相談のみ受け付けます。面接相談を希望の方は、その旨お伝えください。 (常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が 60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の 負担割合に関する紛争

愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

X

外国人の職場環境・教育環境に 関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、 環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体:愛知県行政書士会(所管):

行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実 施 主 体: 運営委員会が選任した手続実施者 c) 実 施 場 所: 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館

d) 実 施 日:毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで

(祝日・休日・年末・年始は休み)

- ●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。 (認証番号No.62)
- ●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
- ●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分